

シリーズ：子どもの権利 No.21 夏休み！体験講座～みんなで子どもの権利条約カルタをつくったよ～

毎年夏休みは、親子で体験を通して、人権について考える講座を企画しています。今年は、社団法人子ども情報研究センターおおもりのじゆんこの大森順子さんをお招きし、おとな 18名、子ども 21名が「わくわくスタンプラリー」と「カルタづくり」に取り組みました。

「わくわくスタンプラリー」では、あいびあ泉南の大会議室に隠されたヒントをみつけながら、問題に答えてスタンプを集めていきました。すべてのスタンプを集めると、そこには秘密のキーワードが…。正解のプレゼントを手にして子どもたちは大喜びでした。

その後、おとなと子どもがペアになり、子どもの権利条約の条文を見てカルタを作りました。全54条中、第46条まで作



成しました。難しい条文を、何度も何度も読み返し、自分なりに意味を考え、カルタの読み札をつくりました。親子ではないおとなと子どもが力をあわせて、文章を考え、絵をかき、すてきな人間関係も生まれていました。

最後に、つくったカルタでカルタ大会をしました。遊びの中で、人間関係を育み、子どもの権利について考えた一日でした。

～できあがったカルタ～

第2条【差別の禁止】

ひとりひとり ちがっても い
ひ いんだよ

第3条【子どもの最善の利益】

と ともともたいせつなあなたに
と ともともたいせつなこと

第5条【親の指導の尊重】

た たいせつなのは おやこのきも
た ちが よりそうこと

第8条【名前や身元の保全】

ま まもってね ぼくのなまえと
ま かぞくのかんけい

第12条【意見を表す権利】

わ わたしたちは 意見を だしま
わ す

第16条【プライバシーの保護】

ふ プライバシー わたしのけいた
ふ い 見ないでね

第23条【障害のある子どもの権利】

し しょうがいがあっても みんな
し いっしょだよ

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）